

調布市医療的ケアモデル事業実施要綱を次のように定める。

平成 17 年 10 月 26 日

調布市医療的ケアモデル事業実施要綱

第 1 目的

この要綱は、調布市総合福祉センター条例施行規則（平成 7 年調布市規則第 14 号）第 5 条第 1 号に掲げるデイセンターまなびやとして行われる身体障害者デイサービス事業及び同条第 2 号に掲げるデイセンター第 2 まなびやとして行われる身体障害者デイサービス事業（以下「対象事業」という。）において、対象事業を利用する者の身体的状況に基づき必要とされる吸引、吸入又は経管栄養（以下「医療的ケア」という。）の試行実施について必要な事項を定めることにより、当該者が地域での豊かな生活を維持し、もって重複障害者の健康の維持及び福祉の増進を図ることを目的とする。

第 2 実施体制

医療的ケアは、対象事業を実施する団体（対象事業を利用する者への処遇業務が委託して行われる場合は、当該業務を受託している団体。以下「委託先団体」という。）に、この要綱の規定に基づく医療的ケアの開始、中断又は終了に係る決定の事務を除き、委託して実施するものとする。

- 2 市長は、医療的ケアを適正に実施するために調布市医療的ケア検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置くものとする。
- 3 検討委員会の構成その他運営に必要な事項は、別に定める。

4 委託先団体は、第1項の規定により受託した業務の適切な実施を確保するため、指導医を置くほか、医療的ケアに従事する職員には、看護師等医療的ケアに必要な資格を有する者を充てなければならない。

第3 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指導医 医療的ケアを受けようとする者に対する検診並びに医療的ケアの実施及び医療的ケアを受けている者に関する必要な指導、助言又は監督（以下「指導等」という。）を行う医師をいう。
- (2) 主治医 医療的ケアを受けようとする者又は受けている者のかかりつけ医のうち、医療的ケアについての指示を行う医師として当該者及びその家族が指定した医師をいう。

第4 対象者

医療的ケアの対象となる者は、対象事業の利用者で、医療的ケアの必要があり、かつ、当該者の身体的状況等から対象事業において医療的ケアが可能であるものとする。

第5 医療的ケアの内容

医療的ケアの内容は、指導医の指導等の下に行う吸引、吸入、経管栄養の日常的な医療的生活援助とする。

2 前項の規定による具体的な医療的ケアの手順等については、別に定める。

第6 申請

医療的ケアを受けようとする者は、医療的ケア実施申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に医療的ケア主治医意見書（第2号様式。以下「主治医意見書」という。）を添付して市長に提出しなければならない。

第7 調査等

市長は、第6の規定による申請書が提出されたときは、当該申請をした者に係る検診等必要な調査を委託先団体に依頼し、委託先団体は、速やかに必要な調査を行い、その結果を市長に報告するものとする。

2 市長は、検討委員会に当該申請をした者に係る申請書、主治医意見書、前項の調査報告を提示し、医療的ケアの実施の可否及び実施範囲の検討を

依頼する。

- 3 検討委員会は、前項の依頼事項について、その検討結果を市長に報告する。

第 8 実施の決定等

市長は、第 7 第 3 項の意見を基に医療的ケアの実施の可否を決定し、医療的ケアモデル事業実施決定（却下）通知書（第 3 号様式）により当該申請をした者に通知しなければならない。

- 2 前項の規定による医療的ケアの実施を決定する旨の通知を受けた者は、医療的ケア実施承諾書（第 4 号様式）を市長に提出しなければならない。

第 9 実施期間

医療的ケアの実施期間は、市長が別に定める通知書に記載される開始日からその日の属する年度の末日（以下「実施期間」という。）までとする。ただし、実施期間後に係る医療的ケア利用の申請を妨げないものとする。

第 10 利用料等

医療的ケアの利用に係る利用料は、無料とする。

- 2 医療的ケアの実施に伴い必要とするカテーテル、注射器その他の機器材に要する費用は、医療的ケアを受けている者（以下「利用者」という。）又はその家族の負担とする。

第 11 遵守事項

利用者又はその家族は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請書の記載内容に変更があったとき、又は医療的ケアの実施に影響する程度に利用者の身体状況等に変化があるときは、直ちに届け出ること。
- (2) 医療的ケアの実施に際しては、市又は委託先団体の職員の指示に従うこと。

第 12 主治医又は指導医との連携

委託先団体は、毎月医療的ケアの実施状況を指導医に報告するとともに、指導医からの指導等に従い、医療的ケアを実施しなければならない。

- 2 委託先団体は、利用者への医療的ケアの実施について、指導医からの指

導等を基に必要に応じて利用者の主治医に状況等を報告し、その指示を仰ぐものとする。

- 3 委託先団体は、利用者に係る処遇がより効果的に行われるため、指導医と主治医との連携を図るものとする。

第13 一時中断

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者に係る医療的ケアの実施を一時中断するものとする。

- (1) 主治医からの指示があったとき。
- (2) 利用者からの申出があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指導医の指導等に基づき医療的ケアの継続的な実施を不相当と判断したとき。

- 2 市長は、医療的ケアの実施を一時中断するときは、医療的ケア実施一時中断通知書（第5号様式）により利用者に通知しなければならない。

第14 終了

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者に係る医療的ケアの実施を終了するものとする。

- (1) 主治医からの指示があったとき。
- (2) 利用者からの申出があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指導医の指導等に基づき医療的ケアの実施を不相当と判断したとき。

- 2 市長は、医療的ケアの実施を終了するときは、医療的ケア実施終了通知書（第6号様式）により利用者に通知しなければならない。

第15 研修等

委託先団体は、検討委員会と協議のうえ、医療的ケア実技等研修計画を策定し、研修等を実施し、常に医療的ケアの技術のより一層の向上等が図られるよう努めなければならない。

- 2 医療的ケアに従事する委託先団体の職員は、当該研修等を受講し、これを修めなければならない。

第16 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月27日から施行する。